

令和2－5年度高知県産業人材育成研修事業「オンライン研修」実施委託業務

1 事業目的

本事業は、県経済を底上げし、継続的に発展させていくための原動力となる産業人材の育成を目的として実施する土佐まるごとビジネスアカデミー（以下「土佐MBA」という。）本科の研修事業である。

県内事業者等に対し、経営に関するオンライン講座を提供することで、経営の基礎知識を身につけた人材を育成し、本県の産業振興に資することを目的として実施する。

2 事業概要

(1) 受講対象者

県内企業等の経営層の方、県内企業等にお勤めの方、個人事業主の方、その他経営について学び、自身のビジネス・仕事に生かしたい方（以下「受講対象者」という。）

(2) 事業内容

ア オンライン講座の提供

経営に必要な知識を体系的に学ぶことができるオンライン講座を提供すること。当該オンライン講座を、高知県産学官民連携センター（以下「甲」という。）が実施する土佐MBA本科の基礎講座として受講対象者が視聴できること。

(ア) オンライン講座の概要

- a 本業務に提案するオンライン講座について、受講期間中、いつでも何度でも何講座でも視聴できること。また、受講期間は半年間及び1年間の2種類とし、期間満了までの間、オンライン講座の視聴及びそれに付随するサービスを確実に提供すること。
- b 講座の内容は、次の各分野を網羅するとともに、受講対象者が自身の事業の解決や成長のために必要な経営の基礎知識を身につけることができるものであること。
 - (a) 経営戦略
 - (b) マーケティング
 - (c) 会計
 - (d) 財務戦略
 - (e) 組織・人的資源マネジメント
 - (f) その他、(a) から (e) に関連するものやビジネスに取り組むうえで必要と思われるもの
- c 講座の内容が定期的に更新され、最新の内容を学ぶことができること。
- d 講座の総時間数は180時間以上とすること。
- e 講座が短時間で区切られていること。そのほか、オンラインでも受講しやすい工夫がなされていること。

(イ) オンライン講座を視聴する際の環境等

- a パソコン、スマートフォン及びタブレットのいずれでも視聴が可能であること。
- b ネットワーク環境があれば視聴することができ、別途有料のアプリケーションをダウンロード等する必要がないこと。
- c 講座視聴をいったん中断した後、再度視聴する際は、前回視聴の続きから再生できること。

(ウ) オンライン講座に付随する機能

受講生の学習意欲及び学習効果を高めるため、下記の機能を有すること。

- a 確認テスト等により講座の理解度を確認するための機能
- b 計画的に受講するための機能及び学習の進捗状況を確認できる機能
- c 受講者ごとにお勧め講座が案内される機能
- d 講座を検索する機能
- e 講座内容に関する質問ができる機能
- f 講座内で使用した資料を閲覧又はダウンロードできる機能
- g その他、受講生の学習意欲及び学習効果を高めるための機能

イ オンライン講座の受講者IDの発行及び視聴

(ア) 甲又は甲が別途委託する土佐MBA運営委託先（以下「土佐MBA運営委託先」という。）は、甲に受講申込のあった受講者の情報をとりまとめて受託先（以下「乙」という。）に受講者IDの発行を申し込む。乙は、申込に基づき、講座を視聴できるID等の必要情報を受講生に発行するとともに、甲及び土佐MBA運営委託先に報告すること。

(イ) 受講生が、乙から発行されたID等の必要情報を用いて乙のサイトから講座を視聴できるようにすること。

ウ その他

(ア) 甲及び土佐MBA運営委託先に、受講に関する情報（受講者氏名、ID、視聴した講座名、各講座の視聴状況、その他受講に関する項目）をCSVデータで随時提供すること。

(イ) 甲及び土佐MBA運営委託先に、受講に関する情報を管理できる管理用ID等の必要情報を発行すること。また、甲及び土佐MBA運営委託先が、受講対象者への案内や、甲が土佐MBAの中で独自に実施する講座の企画の参考とするため、オンライン講座を視聴できるID等の必要情報を発行すること。

(ウ) 土佐MBAの広報に甲が使用するため、当該オンライン講座に関する画像データ等を提供し、広報に協力すること。

(エ) 受講状況に関するレポートを提出すること（提出内容、時期については甲と協議のうえ、決定すること）。

(3) 受講申込期間

甲又は土佐MBA運営委託先から乙への受講者ID発行の申込可能期間は、令和3年4月1日～令和5年2月28日とする。

なお、オンライン講座の受講開始時期は、令和3年5月中を想定している。

(4) 想定受講者数及び経費の支払

ア 想定受講者数

各年度の想定受講者数は、以下のとおりとする。

- ・令和3年度：600名（内訳 半年コース：390名、1年コース：210名）
- ・令和4年度：700名（内訳 半年コース：455名、1年コース：245名）

イ 経費の支払

甲から乙への経費の支払いについては、各コースの想定受講者数の範囲内で、実際に申し込んだ人数に応じて支払うものとする。半年及び1年コースの人数は、各年度の予算の範囲内で変更することができることとする。

3 業務完了報告書

- (1) 業務完了報告書の内容は、次のとおりとする。
 - ・受講実績に関する内容（受講者数、視聴状況等）
 - ・その他、甲が指示するもの
- (2) 業務完了報告書は、CD-ROM 等の不揮発性媒体にて1部、製本物にて1部提出することとする。報告書のファイル形式は、PDF、Word、Excel、PowerPoint のいずれかとし、ウイルス検査を実施しておくこととする。
- (3) 報告書は年度毎に提出すること。提出時期については、甲と協議のうえ決定すること。

4 個人情報について

- (1) 乙は、甲が提供した受講者に関する個人情報について、別紙「個人情報取扱特記事項」の定めに従い、適切に管理すること。
- (2) 本業務における個人情報とは、本件委託業務において取得した次の情報をいう。
受講者の氏名、生年月日、年代、性別、職業、会社名、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、FAX番号その他特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

5 その他

各種事情によりオンライン講座の提供が困難となった場合、甲と協議の上、最善の対応をとることとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。